

漁業

かつた。このことから、専門家は、この貝塚は、その形成された繩文後晩期において、現在と同様、外洋に面しており、当時の海岸線には砂浜と同時に岩礁地帯のあつたことも指摘している。このように何千もの昔から、食料のため魚貝類をとることが行なわれていた。もちろん、イワシもその仲間であったろう。

戦国のころ

さて、遠い昔はとにかく、時代がくだり、生活技術も、漁撈の方法も進み、漁獲の種類、量ともに多くなり、利用も単なる食料から肥料へと多角的になつて來た。したがつて、漁業海域を持つことは、生活権の確立、強化と密接な関係があった。中世末戦国のころ、わが郷土は万木、土岐氏の支配下にあった。

そのころ東浪見村が隣村中原と境界論争をしたが、その中心点は、一部海岸の帰属にあつた。中原村にしてみれば、目前に、無限の豊庫、大海原を眺めながら一步もふみ出せない。貝類、も草類の「寄り物」へも一指もふれられない無念さがあり、東浪見村にすれば、えんえんと続く塩浜はあっても、一間もゆずれなかつたのは、生活に重大な影響があつたためである。つまり、塩浜は、製塩の場であると同時に漁撈活動の場でもあつた。とくに、右争論のころ、ようやく、きわめて素朴な形態で始められたといふ地曳網漁業には不可欠の舞台であつた。

いittai、九十九里のイワシ地曳網は、いつごろ、いかなる方法ではじめられたのであらうか。前記のような地元発生説のほかに、関西伝來說がある。それは、中世末、弘治年間に、関西の漁師、西宮久助なるものが南白亜浦に漂着、同浦荆金村、長島丹後方に寄食されて、わが郷土のイワシ地曳網漁業は、いかなる組織構造で、営まれてきたのであらうか。以下、網主、水主(かこ)、漁撈用具などについて調べてみよう。

1網主 資本家であり經營者であった網主は、多くその村方における高持(たかもち)であり、名主あるいは組頭などの村役を勤める階級で、そのうえ、酒造、質屋を兼ねていた。さればこそ、當時、普通の百姓ではなかなか手も出せない百両、千両の単位で資本を動かしていた。天保十四年当時を例にとれば、地曳一式をそろえたうえ、乗組み水主たちの前借金を払えば千五百両ぐらいはかかつたといふ。したがつて、いかに物持の網主でも、時に在郷商人や浦賀など干鰯問屋から借入したものもあつた。

いittai郷土にはどんな網主がいたのだろうか。「名主のあとの大ナシ畠」のたとえ、榮枯は世の常とあつて、いく度もの興亡があつたようである。管見の範囲で、記録のうえに残つてゐるものをおげてみよう。別項にもあるが、寛文十三年三月、浦方代官、飯塚吉兵衛(一宮本郷在住)へ提出した「諸魚、分一の儀に付き南白亜領村々連印一札」の中には、船頭給村、縫之助。元禄、宝永ころでは一宮本郷の片岡源左衛門。寛政ごろになると東浪見地区では市郎左衛

のかつた。このことから、専門家は、この貝塚は、その形成された繩文後晩期において、現在と同様、外洋に面しており、当時の海岸線には砂浜と同時に岩礁地帯のあつたことを指摘している。このように何千もの昔から、食料のため魚貝類をとることが行なわれていた。もちろん、イワシもその仲間であったろう。

門、善右衛門、九兵衛、要藏、清兵衛。一宮本郷地区では、重郎左衛門、幸七、源右衛門、彦兵衛。ずっと暮末に至っては、東浪見地区では市郎左衛門、惣次左衛門、長九郎、九郎右衛門、善右衛門、所左衛門、市郎兵衛、新五右衛門、銀藏。一宮本郷地区は敬七郎、彦兵衛、三左衛門、弥惣兵衛、九兵衛、善左衛門らである。

2 用具 網主たちが巨費を投じて備えるものの第一に漁船がある。これは二艘一組が普通で、いずれも幅九尺、長さ六七間、用材は大部分杉である。つぎに網であるが、これは、五八寸目、たけ二三間、長さ三〇〇間（片方）の網、これにつける袋網は、口の広さ七間半、長さ一〇三〇間、網目は一寸以下。漁網の大部分は麻綱で、荒手網にはワラ心組を使用した。曳綱を大綱とよび、周囲八寸ほどの麻繩で網一張につき五〇棒ぐらい。一棒は長さ二〇間、これを輪に巻き棒を通して漁夫一人でかつぐところから一棒といつた。以上は用具の主要なものの略記した。

3 水主 用具はそろつても操業要員がなくては動かない。要員は通常、賄（まかない）、船方（ふなかた）、岡劔（おかばたらき）、岡者（おかもん）等である。賄は地曳網經營の支配人の立場であり、船方は水主、水夫などとも書き漁船乗組員で、その総指揮者を沖合（おきあい）、そのつぎに一四人の船頭、それに六〇人程度の水主という仕組みである。岡劔には、漁網の処置、修理にあたるもの数人と、納屋番（なやばん）と称するものが二三人いた。これは、納屋の管理、炊事全般、出漁時の水主寄せ、水揚げ時の網曳き人足（岡者）の呼び集めなどにあたる。岡者は網一条につき、男女合

せて百人前後で、その分布は、海岸より一里半ぐらゐ離れた村方までおよんだようである。彼らも、一定の網に所属し、水主に劣らぬ地位にあり、水揚魚の配分をうけていた。したがつて、出漁の合図があれば、農耕を打ち切つても浜へ出かけた。部落によつては全戸特定の網に所属していたところもあつた。

4 水主前金 イワシ群地曳網漁業は、イワシ群の沿岸回游をまつてはじめて行なわれるものであり、時期的には不定時なものである。その上、前述のように、数十名の水主を必要とした。水主については、ほとんど例外なしに前借金を与えて、いつでも出漁できる態勢にしておいた。したがつて、家族持ちの水主には単に前借金のみならず、網主所有の田畠を割り安の小作料で作らせ、時には二三俵のふち米を貸すなど、実に多額の出費を要した。もちろん出漁時の漁獲による各人の「当り金」と差し引きにするのであるが、網主にとって、不漁時に、大勢の水主をかかえていることは、非常な負担であり、しばしば倒産の憂き目を見るに至ることもあつた。正徳元年十二月、東浪見浦から浜宿村までの浦付き村々名主連印による「浦方定め書一札」の中にも、「……先規より阿ミ持ち來たり候者共、大分損金これ有り、先祖より所持の田地など売り候者數多くこれ有り候」とのべ、その理由を「舟方など召抱え、その者のよしみを以て手金などをせり上げ、身のしろの下り金などこれ有り候ても網主損金に相成り」とし、対策としては「向後、働きをよく仕り候ものに金式両を限り、段々引き下げ手金相渡し申す可く」と申し合わせている。正徳年間といえば、九十九里の地曳は、規模も大きくなり、

綱数もようやく増してきたころであるから、綱主の水主引き止め策もわざわざして手金と称する前借金が、おのずとせりあがつてしまい、このような「議定」が生じたものであろう。この後も、水主前借金はしばしば問題になつたが明治年代に至つても、根本的な解決はみられなかつた。

いま、水主雇うの様子を述べてみると、契約期間によつて、年期奉公、無期奉公とに区別される。東浪見、一宮地区においては無期（生涯）奉公の実例はほとんどみられないが、少し北場では妻子ともども、生涯水主奉公も珍しくなかつた。この点わが郷土においては、後述の如く住民の大部分が漁業に依存しながらも「極貧」階層はまれであつたろうと思われる。一期奉公の連続といった形のものが多く、通常「水主雇う前借証文の事」なる一札を、当人から網主へ入れる。その内容を、嘉永五年、刃網の例でみると「我ら次男吉松と申す者、貴殿所持の地引網水主奉公に申し遣わし、前書の金子（五両）ただ今しきに借用致し……かかる上は、漁業かせぎの儀は御手網の作法相背かせ申すまじく候、もつとも此の者、職切りかえの節、他網へ乗りかえ候かまたは長やまい相わすらい、水主渡世出来かね候はば、右前借金は申すに及ばず勘定下り金とも、加印の我ら残らず勘定相立て、その第一言の違變毛頭御座無く候、後日のため水主前借証文よつて件の如し」である。しかし、数多い水主の中には事故も出来、めんどうなことも生じた。天保十年十二月、東浪見地区、惣次左衛門網へ前借金五両で一年契約をした中原村の真吉は、水主勧め中おいおい前借もふえ、そのうえ運悪く嘉永二年

右は真吉存生中、貴殿引き受けを以て我ら方へ証文差し入れ置き候に付き、今般、貴殿相手取り御奉行所様へ出訴奉り候えども、……取り扱かい人これ有り候に付き、前書きの通り対談取りきめ……己來金錢出入り一切これ無く候……

とある。このような例は、天保十三年、東浪見地区刃網から中原村四平治方へ、弘化二年同地区長九郎網から榎沢村五助方へ、その他数多い。もつとも、天保、弘化のころといえば、郷土の網数は十五十六条もあり水主人数は實に千人近くであつたろうからさまざまに豊凶常無しが実情であった。まれなる大漁となれば「万祝い」も行なうが、借金がかさむというわけ。

となつてゐる。なお、はり紙をして次のような補説がある。

「本文通りねだん書き上げ奉り候所、厚き御趣意仰せ渡され候に付き」

一、千鰯百俵につき代金拾壠両ト永百六拾四文

一、魚しめ粕百俵につき代金武拾九両三分ト永七拾五文

右の通りねだん引き下げ奉り候間、帰村の上かせぎ人どもへ申しきかせ、心得違いこれ無き様取りはからい仕る可く候義にて……」

と。さらに、

「当う年の儀は諸品とも追々御吟味の上ねだん下げの儀御利解の趣承りにおよび……先年に引きくらべ候えば格別のねやすに相成り候えども……厚き御利解の趣相わきまえ、本文ねだんより五分引き下げ申す可く候……」

とある。つまり、相場の引き下げが指示されたわけだ。

収入の道のある所、必らず課税のあること、昔も今も変りはない。地曳かせぎに対しても、所と時代で多少の差違はあったが、はやくから課税されていた。わが郷土両地区の実態はつぎのようであった。

当地方は文禄元年以来、大多喜本多氏の所領となつたが、慶長元年に至り塩場年貢、地曳網運上が課されるようになった。このことは「房総水産誌」に「慶長元^{丙午}年、始メテ塩場年貢及ビ地曳網稅ヲ課シ、剃金村ノ人長嶋四郎左衛門ヲシテ^{ヨレヲ}負担セシム」と記されており、東浪見浦から浜宿までに對し永拾貫と定められた。

本多氏転封後、脇坂氏の所領となり万治元年に、地曳網運上を漁

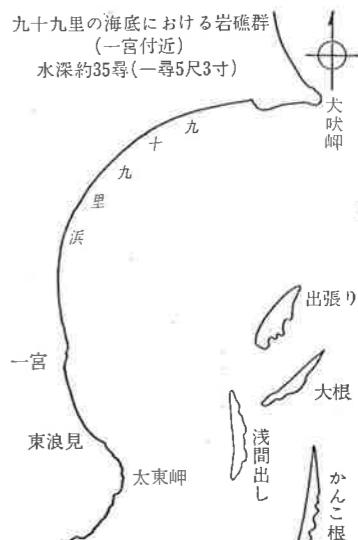
ていたことが知れる。一方、「地引キ綱ハ古来ノ通り十分一ヲ……」

とある。したがつて、漁舟の方は、地曳き関係の舟を除く他の漁舟を指すものと思われる。宝暦十一年の「高根本郷村明細帳」には「海魚漁運上船壹艘御座候、壹艘ヘ金壹両ト永八拾七文五分」とあり、つぎに、「これは東浪見浦より浜宿村入会、去る秋まで年季定免(じょうめん)明け、当春中、またまた定免御願い申し上げ候」と記されている。つまり、東浪見浦から浜宿までの漁舟は定額納であり、漁民もそれを望んで「またまた御定免御願い申し上げ」たことがわかる。寛政年間の「東浪見村答申書」では、はつきり「地引網壹帖につき永三貫七百六拾文」と運上額を明記し、それよりやや下った天保十四年に、山辺、長柄両郡網主から篠田藤四郎への答申書では「私ども村々の儀は、前々より御運上、塩場永とも納め來たり候えども、何年ごろより相納め來たり候や年歴しかと相わきまえず、当時、長柄郡村々地引網は壹帖に付き永貲四百九文壹分」とある。対象は地引網で、壹帖単位の定額運上、但し年次により額にいく分の差はあつた。十分の一からこのような方式に改められた年代については「相わきまえず」である。右の定額は、維新政府においても、初期は、踏襲したようである。明治二年、一宮本郷村大庄屋吉兵衛から宮谷県役所へ差し出した「上納目録」中にも「一、永五貫五百文八分地引網貯帖運上」とある。一帖分は永貢七百五拾文四分で天保年間より若干ふえただけである。

右に述べたように、対象が漁具であれ、漁獲であれ、課税される

獲高の十分の一と改定されたことも同誌にみえている。脇坂氏のあとを堀氏がつぎ、寛文十二年から三十三年間、一宮本郷村在住の飯塚吉兵衛が「浦代官」に任命され、右漁獵運上の収納もその所管となつた。寛文十三年、長柄郡の浦付き村々から右飯塚氏へあてた「指し上げ申す一札の事」の一カ条に「拾分一金御勘定の儀、春引きは六月初め、秋引きは極月初め、年中両度に差し上げ申す可く候」とあり、さらに「売り上げ金、商人手前に損失、勘定滞り候とも拾一分金はきっと直納申す可く候事」と確約している、つまり、運上は漁獲売り上げ高の十分の一、納期は六月、十二月の二回納めと改められたのである。その後の様子をみると、前掲、正徳年中の「浦方定め書一札」中に「一、舟御運上之儀、春秋両度ニ定納仰セ付ケテレ候通り、村々名主ドモ相触レ次第割リ合ハセノ通り遅滞無ク上納仕ル可ク候」とあり、漁舟に対する運上が春秋二度に納められることの拡大は漁場入会権(いりあいげん)に直結する。

慶長の昔からの「しきたり」で東浪見、浜宿間は入会で、もし区域外の漁舟の入漁があれば、直ぐさま共同抗議の挙に出たようである。しかし、いまだ地曳網数もごく少くなかったころは、さほど遊びしくはなかつたのではないか。延宝四年に和泉村、江場土村が境界争論を起したとき、浦境も明確にして、互いに漁舟の越境をやめようときめた。その際、和泉村はわざわざ東浪見村の名主・年寄(とより)へ書状をよこし「此の度、和泉村と江場土宮前村両村に仕り申し候……爾今以後に至るまで前々の通り相互に海上入会に續続していだのである。しかし、前にもふれたように東浪見一浜宿間は、関係村々の「書き上げ」などにも、明白に入会と書かれてゐる。前出、「高根本郷村明細帳」には「東浪見浦より浜宿まで入会……」とあり、天明八年「牛込村明細帳」にも「東浪見浦より浜宿までおよそ三里浦続き組合魚漁仕り……」と、單に入会のみならぬ



ず組合と明記している。このように東浪見村にとつては同じ隣村といつても北隣りと南隣りとでは漁業に関する限りまったく親戚と他人の如きものであった。もっとも、和泉村の地曳網はその盛況においては、むしろ東浪見村以上の時代もあったようだが、地曳きの舞台である砂浜は「太東崎」を越えた夷隅郡よりであった。そのうえ、網主間の交渉、営業上の組合等すべて夷隅郡北部（和泉、江場土、日在、塩田の四カ浦）の仲間であつて、東浪見浦などの九十九里方面とは全然無関係であった。されば、従来の九十九里地曳網漁業関係書に右和泉村の地曳網漁業をも入れてあるが一考を要する。

さて、東浪見、和泉両村入会の件はその後、結末をつける機会が到来した。というのは、享和元年五月、東浪見、一宮本郷西村の網主連名で中原村名主および同村水主某、和泉村名主および同村水主某を相手取り「地曳網かせぎ差し障り、干鰯紛失仕り候出入り」として告訴した。訴状の内容は「私ども村方の儀は、地曳かせぎ専ら仕り、字大唐と申す山根より平浜三里余、同郡浜宿浦まで入会御免御鑑札、御代官竹垣三右衛門様より頂戴仕り……御鑑札入会御免の外は、浦統きにても相互に入会申さざる仕來りに御座候……」と、まず、入会の限界を明確にしている。つぎに、中原村地先きの海岸（東浪見村内）で漁ごとのある場合、近くの中原村民が、さて、たまなどをたゞさえ来て、目こぼれ、流れイワシなどをすくい取りする。このことは漁ごとの妨害にもなるゆえ禁止してもらいたい旨の文言がある。以上に対し和泉村は「延宝度入会確認」の一件で反ばくしたが、東浪見一宮側では「延宝年中の証文に海上漁舟の儀入会他日に期するところがあつた」という。

ところで、幕府は大体において、地曳網漁業保護の方針であったといえよう。たとえば、宝曆、明和、安永と不漁が続き、しかも明和九年、天明六年は気象災害で大凶作となつたため廢業者続出に及んだ。かかるとき、漁業者に復興資金の貸与、網取立掛の設置など行ない漁業の復興を図つた。寛政二年一月の布達には「近年浦々不漁続き、干鰯、魚粕払底ゆえ、ねだん高ねにて田畠肥養届き兼ね候趣相きこえ候……」とある。このあたりは、漁獲不振が肥料不足を來たし云々とあつて、ひいては「年貢」完納を妨げる原因となる恐れのあることを暗にほのめかして多少の不純さが感じられる。しかし、「網綱に用い候麻苧の類、其の他船道具等、諸色ねだん引き上げ、沖合、水主ども難儀せしめ候旨相きこえ不らちに候」などは、積極的な保護策の一端とみられよう。右に限らず古くから保護の方針であったことは、直接の支配者たる地頭、領主の対漁業施策に具体的に現われている。延宝三年正月、浦代官飯塚吉兵衛にあてた「浦方取締りの儀に付き、船頭給村以下村々連判一札」の条文中「地引網

に定め候よしこれ有り候とも、地曳かせぎに入会の趣相見えず、その上、御印鑑札も受けず地曳網運上も相納めず……」と致命的な反撃を加えた。延宝度確認事項の反論はとにかく、鑑札、運上の二点だけは和泉側は一言の返答も出来なかつた。わずかに、高百石につき五十五文八分の浦役、船役を納めていたに過ぎなかつたからである。それも、この一件からさほど古くもない安永三年からのこと。中原村に關しては、事は簡単ではない。前述の如く天正の昔にすでに「そとかけ・浦」の一件で争い領主の裁許を仰ぎ、軍配は東浪見側にあがつたが、寛永三年には、中原村名主二名が、この関係で死罪になり、なかの一人吉野四郎右衛門は、二十才を一、二才過ぎたばかりであったという因縁がある。

中原村百七十戸にとつて、実にこの海岸こそ、垂えんのまとでもあり、悲しみのたねでもあつた。ただ、無限の海さちゆえのほしさばかりではない、彼らの考え方からすれば、中原村地先きの海岸は何の疑いもなく中原村のものなのである。その理由は、なるほど遠い昔には、中原地先きにはまだ土地（東浪見村）があつてそこには海岸があつた。しかし、自然は寸時も固定してはいない。ことに九十九里の沿岸潮流は、その北限飯岡岬と南限太東岬をやすみなくけずり取つて湾岸の中央部に堆積している。太東岬のあたり海寄りに、古くは、ひと村あってそこから伊豆が望見出来たという。今は海中はるかに水没しているとか。したがつて、今のこの海岸こそ正に中原地内に違いないと。一方、東浪見村では、海岸地形はなるほど年とともに変るだらうが、塩浜間数は課税の対象として明確にき

組合、舟主替り候か、地曳網の外何によらず新漁船出来候はば、其の断わり申し告げらる可く候事」なる一条がある。地曳舟主とは、ここでは網主と同義と思われるが、その交替を知らせ合うという意味は、その理由を重視し、さらにその裏には、同業者が助け合い仲間の脱落を防ぐとの意図がうかがえる。つぎの「新漁船」の文言は、地曳網船以外といつてることで明白であるが、地曳用船の新造は何らはばかる所はないが、それ以外のどんな種類の漁船でも新造の際は、関係筋へ通告の義務があるので、つまり一種の制限があつたことがわかる。宝永七年五月、阿部民部（正鎮）が三州刈谷から上総佐貫へ転封の際、一宮本郷村などその領分となり、東浪見村から浜宿までの浦方もその支配に属した。翌正徳元年十二月、右浦方の名主船持ちどもが立合いで定めたものが「浦方定め書一札」である。その中に「近年諸色入用も多く掛り、先規より網持ち來たり候ものども、大分損金これ有り、先祖より所持の田地など売り候ものあまたこれ有り……」と網主の窮状をのべ、その原因を「近年船方ども……偽りを申し高金を借り」あるいは、多額の捨金（すてがね）をとる惡質水主や、狡猾な網付商人にあると考え、かような水主は用いないことにしておきめている。なお、干鰯など水産加工品の積み出し運賃についても「近年村々立船宿と船頭相対にて高運賃相払い、これまた阿ミ方へ難儀にまかり成」つてある点指摘して、江戸や浦賀までの海上輸送運賃の協定をしていて。以上のような網方の保護策は、彼ら自体の要望であつたことはもちろんであろうが、為政者の示唆^{しげ}、うしろだてが強く働いていることもいなめない。

前述のようないく保護育成策もあずかって、幕末には九十九里全域で

約三百帖といわれ、まさに「千家網をさらす……」盛況であった。

郷土両地区においても最盛期十七帖と伝えている。そして網主の多くは、十数町から数十町におよぶ田畠を所有し、広大な屋敷をかまえ生活も豪しゃなものであった。そのうえ名主などの村役をも勤めていた。このように網主が強大になるということは、支配統制の一側、つまり為政者からみれば、喜ぶべき現象ばかりではない。たとえば東浪見地区をみて、天保末年に網数九条あるから、大体、網主も九家と推定される。当時この村は三給地であり、村方三役はほとんど網主でしめていた。

このように財力を持つということは、ときに為政者にとって「目の上のたんこぶ」的な存在となる、まして、直接の支配者が小身の旗本あたりであれば支配にもさしひびくことも起り得る。されば、幕府も、特別な対策を立て、文政十一年以来、関東取締出役一八州廻り一を派遣して地曳網漁業地帯を中心に、九十九里一円の取締に当たらせた。かくて、地曳網業者は、貢租関係以外は大体右の出役の支配に服するようになった。当時、九十九里全域は三大組合に区分されていた。すなわち、東浪見、一宮など郷土の属する長柄郡一円で一組合、山辺郡、武射郡南半（小松村まで）で一組合、武射郡北半から海上郡まで一組、計三組合で、この各組合は、さらにおのおの三小組合に分かれていた。此の小組合には二名ないし数名の網方行司が選出され、この行司の中から大組合一組につき一名ないし二名の網方行司惣代が選ばれていた。あたかも、一般村方で組合村

が結成され、大惣代・小惣代が選出されたのと同じ方法である。各組合は一季に一回ぐらいの会合をもち、指示伝達の外、営業上の諸問題につき協議し、必要事項についての議定を行なった。その内容は大体、運上など貢納関係、水主の前借金、漁場関係、他種漁業との関係、やり・刀類の船内持ち込み、水主のけんか等であった。ことに、凶器の船内持ち込みは、けんかと密接な関係があるのでしばしば問題になつた。天保十二年「両總網方議定連印帳」の中には「近年船具ニコレ無キ竹ヤリ其の外石、瓦等船底ニ積ミ入レ置キ候船コレ有リ、先年、御取締御出役様ヨリ嚴重仰セ渡サレコレ有リ、其ノ後追々取りキメ等モコレ有リ候處、近ゴロユルカセニ相成リ……右ハマッタク網主ドモ制シ方不行キ届キノ次第、以來……所持ノ趣見聞次第行司へ相届ケ、御取締様方御回村先キヘ訴エ申ス可キ事」とあり、なお不法所持を警告されても止めない場合は「渡世差シ留メ申ス可ク」とまで申し合わせていて。通り一ペんの議定で制止できる段階ではなかつたことがわかる。なにしろ、佐藤信淵が、九十九里浜の地曳網主三百余家と指摘した時代である。

他方、外国船の接近に対し、為政者が極めて神経質であつたため、海上関係者もおのずから緊迫のふんい氣にあつた。さらに、ちまたには遊侠（ゆうぎょう）無賴の徒が横行するといった、あげて驕然たる幕末の世相を反映したとも考えられる。

明治の新政と地曳網　徳川幕府が崩壊し、江戸は東京となり、世も一変した。東京からさほど遠くもないこの一宮地方へも、次第に新政の波がよせて來た。文明開化の風も吹いて來た。このようないく

時代の大きな動きは、地曳網漁業界をも逐次変容させていった。その最も大きなものは、あの盛大を誇った地曳網漁業が新興の改良揚縄網漁業に圧倒され、ついには漁業界における王座を失つたといふことであろう。さらに、時勢の変転に乘じきれなかつた網主は、父祖累代の榮華も「一朝の夢」に帰し、生存競争戦線から脱落していった。これらの前に、根本的なものとして、当然のことといひながら支配の変化を述べなければならない。特別な支配統制機関であった「関東取締出役」も廃された。もちろん網主たちも座して成り行きを待つていたのではない。

議定書のこと　まず最初に、明治元年十一月、九十九里全域三大組合の名代たちは、対策につき種々申し合わせた「議定書の事」の中に「今般九十九里両総地曳運上の儀ならびに漁業かせぎ方、差し支えこれ有りに付き、一同相談の上、名代をもつて其の御筋へ御願い立てに相成り候」とある。右によれば、新政府も、この種事業に対し、いまだ確たる方針もなく、したがつて、こんどんの業者に適切な指令がなされなかつたことが推察される。

漁業取締りと漁税　明治四年十一月に至り、新政に則り宮谷県では漁業取締りおよび漁税改正についての規則が定められ、網主関係者からそれらについての承服請証文（うけしょうもん）が、役所の出張係官へ提出された。それはつぎのようである。

差し上げ申す御請証文の事

今般、漁業御取締向ぎならびに、漁税御改正御規則定めさせられ候に付き、左の通り仰せ渡され候

一、地曳網引き付け候節、壯健のものども網中へ紛れ入り、三角、長さでなどにて理不尽に競い取り候儀、向後堅く禁止せしめ候、村中一同よくよく申し付く可き事

一、質屋にて、麻苧網、其の余漁具の類、網主に断わりこれ無き分、以来あずからざるよう堅く申し付く可き事

一、古網買ひ、古鉄買ひ渡世のものども、魚屋（なや）場にて古網其の外買ひ取り候儀一切相成らず、右様の者魚屋場立ち廻わらざる様堅く申し付く可き事

一、自村他村魚漁人より村益と唱え、歩一取り立て來たり候分向後一切廢す可き事

一、水主道具にこれ無き竹やり、其の外船中へ持ち入り候儀前々より相成らず候処、なお今般嚴禁せしめ候、村役人ども精々心附け取り締り致す可し、若し相背くものこれ有らば早々会所（後出）へ申し立つ可し

附けたり、一宮県治下の漁舟、宮谷県管内へ参り候節、船中改めの上、本文禁制の品これ有り候はば嚴重に取り計らい、宮谷県治下の漁船、一宮県管内にまかり越し候節も、先方において同様取り計らい候筈、今般打合わせ済に付き、網主より水主どもへよくよく申し付け候様達す可き事

一、獵小賈商人と唱え候もの中にて不正の商い致し候もの多くこれ有り候由相聞こえ、今般取り締り規則相立て候に付いては、右様のもの一切廢す可き処、差しむかしい活計を失ない難渋に及ぶ可きに付き、以來地曳網附屬に申し付け、村役人、網持ちど

より厚く説論を加え、正路の商い致し候様申し付く可き事

一、漁業取締のため長柄、山辺郡中央老か所……仮会所取り立て

官員詰め合わせ候間、漁事関係は同所へ申し立つ可き事。

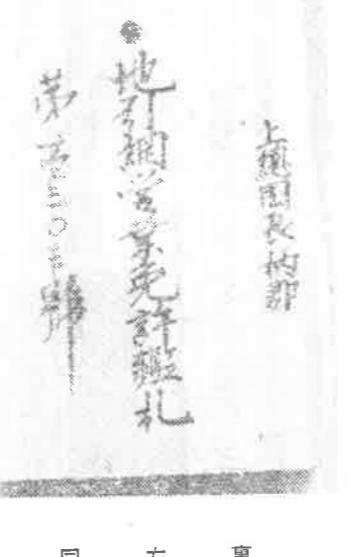
但し、漁事に關係候けんか口論なども、ひと通りの儀は会所にて取り締り候えども、他の管轄と關係し、あるいはが人これ有り檢使受く可きほどの事件は本県庁へ申し立つ可き事。

もより厚く説論を加え、正路の商い致し候様申し付く可き事

一、漁業取締のため長柄、山辺郡中央老か所……仮会所取り立て

官員詰め合わせ候間、漁事関係は同所へ申し立つ可き事。

但し、漁事に關係候けんか口論なども、ひと通りの儀は会所にて取り締り候えども、他の管轄と關係し、あるいはが人これ有り檢使受く可きほどの事件は本県庁へ申し立つ可き事。



同 裏 右

一、浜辺村々一か村武人づつ漁業取締役申し付け候、これに依り、以来漁業関係の儀、右取締役、網持どもへ直ちに布告に及び……。

右、仰せ渡されの趣、一同承知畏れ奉り候……とある。

以上であるが、政變のため取締すじに若干の空白の生じたことや、旧來の惡習がこうじたりして混乱していたさ中に出されたものである。この新施策で、從來の「出役」にかわる機関として仮会所が設けられた。ここには「官員」が駐在（ちゅうざい）するとある。つぎに民側からは、海付き村々は各二名程度の「漁業取締役」が選任されたが、その性格、職務内容を、官谷県租税方から発せられた回状でみると、「向後、取締りすじはもちろん漁税取り立て方、漁産商法に關係致し候儀は、すべて其の村限り取締役差し図をうけ……」とあって明確である。さらに漁税取り立て高の二十分の一取締役に下だされ候事「取締役の儀は郡中惣代同席と相心得、なお、功勞により御賞めこれある可き事」と、地位待遇をきめている。もちろんその選任に当つては「身元証拠として所持田畠書き上げ、ならびに近親名前申し立つ可き事」の条件があった。職務執行上の準則ともいふべき「漁業取締ならびに漁税改正規則書」がまわされ取締役はめいめい写しつつた。わが郷土においては、秋場慶蔵、田中弥惣兵衛らが選任されたという。

明治五年、木更津県では「九十九里漁業規則」を布達し、前年設置の仮会所の外に会所を、長柄郡古所等に増設した。同六年に「漁業会所規則」を布達。同八年には「漁業令所規則」を公布、つづいて(1)前借証書き替え いま、東浪見地区刃網の実例を中心に調べ

て本会所を山辺郡小関村（山武郡九十九里町小関）に、支会所を海上郡足川村（旭市足川）其他三ヶ所に設けた。この時、沿岸村々は二ヶ所ことに「漁業世話役」をおいたが、郷土においては秋場慶蔵が申し付けられた。このように、県の水産行政も着々と成果を挙げて來た。

一、松漁業会所 明治十三年に至り、県では民間の自主的運営を図るため、右官立漁業会所は全廃し民立方向に導いた。同十三年十一月、東浪見、一宮本郷、一ヶ松、幸治、中里、古所、北高根、剃金、牛込の九ヶ村連合で「一ヶ松漁業会所」を設立した。明治二十一年県では漁業組合準則を公布するに至つた。同二十一年九月、千葉県九十九里漁業組合が発足し、郷土の二地区は浜宿までの他村とともに第一小組合に属した。

右は、年代を追つて、官設の会所から民立の漁業組合の誕生までを簡単に述べてきたまでである。

地曳網經營上の諸問題 1. 住民と漁業 遠い昔から、海付き村

東浪見の人々が大部分海さちに依存していたことはさきに述べた。

明治の代になつても、それが変りなかつたことは次表で明白である。

東浪見 総戸数三八〇 兼業漁家 三六一

一宮本郷 総戸数八三〇 兼業漁家 一四六

これは、明治十五年一月一日現在の統計であるが、東浪見地区は実に全戸の九五パーセント強（約一、八五〇人）が漁業関係者であったことを示している。しかも、その大部分がイワシ地曳網関係であつた。このような実態であれば、とくに水主家業の実情を把握す



幕末の刊行になる「船方往来」に現われた
郷土の地曳網関係者

てみる。明治八年四月当時、小閥与惣左衛門ら二十八名の水主が連

印をもつて網主に提出した「差し入れ申す議定一札の事」に「水主雇い前金、以来職々勘定差し引きの上、毎年十二月証書書き替え致し

候に付き格別の御勘弁をもつて十四ヵ年以前の分は半数相へらし、

十四ヵ年以後の分は一割相へらし書き替え下され、御憐志と有り難く存じ候、然る上は次男三男に至るまで他網などへ決して水主へ差し出し申さず實意に精励致す可く候、前借減少に相成り、恩儀を失ない我がままの働き致すまじく候、万^一、議定違約のものこれ有り候ば、前書減少下され候金円相償ない申す可く候、後日の為め議定連印差し入れ申す処件の如し」とある。これを要約すればつぎのようになる。

一、前借証文書き替えについて

1、時期は毎年十二月

2、金額 (7) 十四年以上経過した分は半減

二、水主勤務について

(1) 十四年未満の分については一割減

三、違約の際の罰則

(1) 前借當人はもちろん、その二、三男までも他網へは乗せない。

三、違約の際の罰則

(1) 前借金が減少になつても我がままをしない。

三、違約の際の罰則

(1) 前借金が減少になつても我がままをしない。

しかし、維新以来、文明開化の新風は津々浦々まで吹き、非封建的な個人主義、自由主義の思想を少しずつ人々の心に芽生えさせていった。この新しい思想は水主かせぎの考え方を変えさせていた。つまり、水主かせぎは単に業務上の契約にすぎない、したがって、父祖がその網主とどんな関係があつたにせよ、自分は自分で、その時の条件次第で地元のみならず遠隔地の網主とでも契約するといった気風が、若者層に現われ始めた。この気風に対しても、網主のみならず水主連の壮・老年層からも「重大な問題」として取りあげられ、しばしば、水主同士の申し合わせ、水主対網主の議定などが行なわれた。

(2) 水主の構成

いつたい、水主の構成はどうなつていたのであるうか。大地曳網一條で船二艘、水主合計六十名前後が標準である。

ところで、この刃網の水主議定に連署数は前記の如く二十八名、つぎに述べようとする、明治十年のそれは二十四名にすぎない。そこで、以上の人数では必要員数の半数にも不足する。なお、当時の「水主契約書」をみると、地元東浪見のみならず、網田、中原、榎沢、一宮本郷などの近隣村々から多数入り込んでいる。この両者合わせて五十五六名は同一時期に数えられる。したがって、連署の二十四八名は、いわば「譜代(ふだい)」とも称すべき水主で、他のものはその職々の契約が多かつたのである。そのことは、この「譜代」と目される層は全部地元住民であり、明治十年四月現在の前借額も、最高四十一円、平均二十一円余で、人員の三分の一は、一人最高一反五畝歩余の小作をしている。これに対し残余のもの

差し入れ申す一札の事

右は水主前借金、往職々を以つて勘定の上、毎年十二月限り証証書き替え致し候に付き、借用金式拾三円也これ有り候處、金拾円也用捨御勘弁下され、金拾三円証証書き替え相改め候處相違ござ無く、格別の御自愛有り難き仕合わせに存じ候、然るにおいては、御恩義相わきまえ精進致し候儀はもちろん、前借減少相成り候に付き他網などへ決して水主まかり出で申すまじく候、万^一違約致し候ばば、前書き減少の金円とも相償ない申す可く候、後日のため一札差し入れ申す処件の如し。

明治八年五月一日 証人 大谷五郎右衛門印

中原村 借用人 吉野清兵衛印

秋場慶蔵殿 東浪見村

以上全文であるが、これでは、十四年以前以後の金額が明確でない、つまり両者合計の金額からの減免額が十円としかわからない。

五割減、一割減が厳守されたとすれば、この場合、十四年以上経過分の借金が十九円二十五銭、十四年以内の借金額が三円七十五銭ということになる。とにかく相当額が実際に免除されたことは明白である。

以上のように、網主は前借减免の恩情を持ち、水主はその恩義にも、やはり、三分の一程度の小作がいる、もちろん地元人であるが。以上のことから、水主の構成を次のように考えた。

関係も加わって、主従の如き実情であった。

は、前借額も最高十七円、平均十円余で前者とは大差があり、居住地も地元のみならず近隣村々がふくまれている。しかし、この中にも、やはり、三分の一程度の小作がいる、もちろん地元人であるが。以上のことから、水主の構成を次のように考えた。

(1) 父祖累代刃網所属

(2) 東浪見村居住者

一、譜代 (3) 沖合、船頭などの悪路につく

(4) 家族が「網付商人」となっている場合が多い。

(5) 网主の田畠を小作している。

(1) 本人の代から刃網に所属

(2) 東浪見村居住者

一、準譜代 (3) 网主の田畠を小作している。

(1) 他村住民であるが、本人以前から刃網所属

三、職限 地元あるいは他村出身者で、本人が初めて刃網に所属したもの。

網主から重要視され、本人も經營の浮沈をになう心構えでいるのは、何といつても譜代であり、職限はいわば「浮き草家業」の如きものであったと思われる。

(3) 网方誓約書さて、以上のよう構成の水主と、網付商人などの「網關係者一同」が、明治十年八月にかわした「誓約書」から、當時、經營上の問題点とされていたものをさぐり出すことにしよう。

ソレ地曳網ノ儀、近年稀ナル不漁事ニシテ、網主多分借財相カサミ、器械ノ仕入レ方ニモ行キ届カザル場合ニ立チ至リ、然ル処水主ノ人氣一変シ、網主ノ常々艱難辛苦ヲ弁識セス、旧義ヲ忘却シ追々自己ノ権意ヲ専ラトシ、ヤヤモスレバ他組へ移転マタハ便宜ノ地ヘ出カセギ寄留シ、マコトニ以テ漁業日々ニ衰エ、此ノママニテハ目下當統ノ道モ相立テ難ク愈々以テ退転ノ外無ク、今一層奮發相共ニ精々尽力ヲ主トシテ以テ是迄ノ弊風、旧染ノ汚滓ヲ一洗シ、無用ノ冗費ヲ耗セザルハモチロン、タトエ金費用等ニ至リ候テモ、成ルダケ減少イタシ、地曳網永続相成リ候様、網主附属ノ者ドモ一同協議ノ上更ニ方法ヲ設ケ左ノ条ニ掲グ

第一條
一、水主ドモ網主ニ多分ノ前借金コレ有リナガラ、ヤヤモスレバ他網ヘ移転、アルイハ東京、アルイハ寒川アタリヲ主トシテ、所在便宜ノ地ヘ寄食偶居シ、マタハ家ニ居テミズカラ休業ト称シ候儀ハ甚ダ相済マザル儀ニ付キ、自後右様ノ儀決シテ致スマジク候事第式条
一、從前ノ弊習ニテ、引キ高ノ有無ヲ問ハズ、猥リニ酒宴ヲ催シ且ツ本業ノ農事ヲ惰タリ候テハ相済マサル儀ニ付キ、從来ノ弊風ハ更ニ相廢シ後ノ条々ノ通り取りハカライ致ス可キ事

第二條
一、金拾円以下ノ引キ□□ニテハ二度出船致サザル上ハ決シテ酒宴相開キ申スマジキ事

第四条 第拾壹条

一、水主ナラビニ網付商人自分突キ合イナラビニ他ノ縁者マタハ懇意ノモノタリトモ、網主承知セサルモノハ鰯遣ワシ候儀ハ一切相成ラズ候事

一、第壹条ニ挙タル事ヲ違ヒ他網ヘ移転セシモノハ前借金ハモチロノ網方借財ノ幾分ヲ引キ受ケ退身致サル可キ事
右議定ノ通り相互ニ違變コレ無キ様一同調印仕リ候也

として小閥与惣左衛門ら二十四名が連印署名している。

右によつて、當時の地曳網漁業界の実情がよくうかがえる。すなわち「近年稀ナル不漁」のため、網主は借金がふえ、織業上必要な用具の購入にも差しつかえるあります。一方、水主たちの中には、「旧義ヲ忘却」したものといわれながらも、新時代の考え方により、いさざかの未練も残さず他地域へ出かけてしまうもの出る始末。かくては、織業中止のほかなく、ひいては、網主はもとより関係者一同とも倒れになる恐れがある。そうなつては、村民の大部分が本業は農でありながらも程度の差こそあれ地曳網漁業に依存していた当時、まさに生活に重大な影響を与えることになる。このような楽觀と思われる。さればこそ、まず第一に水主どもの前借を無視した転乗、怠業を厳に戒しめている。つづいて、第二、第三、第四の各条で、無用の「酒宴」は「從來ノ弊風」、かつ本業の農事を怠たるものとして制限している。第五、第六の二条は帳本給料の出所、割り合いで、第七、第八の二条は水鰯金の徴収の件で、当然網付

一、二番引キ已上ハ漁事ノ多寡ニ拘ワラズ些少ノ酒代ヲ出スヘシ、モットモ永ク酒宴ヲ致シ候テハ自然暴風ヲ釀シ候ニ付キ、追イ取リト唱エ候儀ハ致スマジキ事

一、帳本ハ網主ヨリ依頼ノモノニコレアリトイエドモ、網付商人、水鰯(ミズナ)分割ノ節ハ引キ揚ゲ候モノヲ記載スルモノナレバ、其ノ給料ハ商人ヨリ差シ出スモノトス

一、前条ノ通り帳本、給料ハ水鰯一割五分、引キ揚ゲ五分之利金ハ其ノモノノ手數料ニ充テ候事

第六条

一、帳本ヨリ商人中ヘ水鰯金持參候様サタコレアル節ハ、代金持參即時出席致ス可キハモチロントエ網主ニ取り引キコレ有リ候トサレ度ク候事

一、帳本ヨリ商人中ヘ水鰯金持參候様サタコレアル節ハ、代金持參即時出席致ス可キハモチロントエ網主ニ取り引キコレ有リ候トモ、網主承諾セサル上ハ自己勝手ニ引キ去リ候儀ハ元ヨリ理ニオイテコレ無キハズニ付キ、右様ノ儀致シ候モノハ後日鰯コレ有リ候トモ、代金相済マザル内ハ決シテ鰯壳リ渡シ申スマジキ事

第七条

一、水鰯金ハ帳本ニテ取集メ網主ニ期日差シ支エナク相渡シ候様致渡シ申スマジク」とまでうたつてゐる。第九条と第拾条は、いわゆる雑魚の拾い取りで、良いことではないにしても漁場の風習で、通常は黙認されるものでも、「一切致スマジク」とは、たとえ一尾のサバでも馬鹿に出来ないほどの窮状を現わしているとみられよう。

最後の第拾壹条こそ本誓約の最重点であつて、この網を去るうとするものは、たとえ水主であろうとも、「網方借財」の幾分かを分担であったようであり、前の「代金相済マザル内」は決して「鰯壳リ儀ハ、風儀ヲ犯シ候ニ付キ已上一切致サレ申スマジキ事

第十条

商人の問題であるが、當時、網付商人の水鰯代金支払いが必ずしも適確でなく、網主にとって、不漁による収入減とともに頭痛のたねであったようであり、前の「代金相済マザル内」は決して「鰯壳リ儀ハ、風儀ヲ犯シ候ニ付キ已上一切致サレ申スマジキ事

この始末、まして、当時次第に数を増して來た「職限」水主については幾多の問題を派生した。このことは、同一村内や限られた小範囲の網主だけでは解決できない問題であり、かつ九十九里全域の網主共通の問題でもあった。

(4) 水主雇い入れ条約 そこで、網主たちは水主の転出防止、およびそれに附隨しておこる新規採用について郡中一同の申し合わせをした。すなわち、「千葉県管下上総国長柄郡各村地曳網主一同、明治十三年月日水主雇入レ方ニ付キ條約スルコト左ノ如シ」として次のように取りきめている。

第一条 水主ヲ新タニ雇イ入レタルトキハ、先ズ何郡何村網主何ノ誰ニ雇ハレ、水主勤メ何年何月迄致シ居リシコト明細ニ承知イタス可キコト

第二条 新タニ水主ヲ雇イ入レタルトキハ、先主ノ郡村姓名ヲ承知シタルウエ、先ズ先主ニ是迄御雇イ置キノ水主何ノ誰ヲ、今度私方ニ雇入レ候トモ、貴殿ニオイテ不都合コレ無キヤ否ヤヲ問イ、不都合コレ無キ趣ノ答書アリコレヲ得タル後雇イ入レ致ス可キ事

但シ 先主勤中、前金、下ガリ金トモ、水主雇イ入レノ網主ヨリ先主ヘ悉皆相渡ス可キ事

第三条 第一条、第二条ノ手続キヲナサズシテ水主ヲ雇イ入レタル、マタ職中ニ係ワリタルヲ雇イ入レシトキハ、先主ヨリ其ノ水主ノ差シモドシヲ請求アリシトキハ、ソノ請求アリシ日ヨリ三日間ノ内ニ其ノ先主ニ其ノ水主ヲ差シモドシ、其ノ後月ヨリ起算六カ月間ハ其ノ水主雇イ入レ致スマジキコト

以上である。これは全文水主雇によく関することのみである。まさに、明治十三年の時点において、水主対策は網方死活の問題であったと思われる。右各条文を通じて、水主の前身についての不法な点については、その新規採用網主の責任となるとしたのは、引き抜き雇いが相当に行なわれていたことを示すものと思われる。

地曳網漁業の衰退と揚縄網漁業 隆昌をきわめた郷土のイワン地曳網漁業も、明治二十年ころを限度に次第に衰退の一途をたどるようになつた。二十年当時ににおける郷土の地曳網数は、東浪見地区十二、一宮地区二、長柄郡全体で八十八、九十九里全域では二百十六を数え、明治十五年当時の五十パーセント増となつてゐる。このように盛況であつたものが減少した原因は何か。

専門家はつきのように説明している。
漁撈技術の面で、この漁法は、イワシの沿岸回游（ゆう）をまつて行なわれる。濫獲（らんかく）の結果、イワシ魚群は著しく減少してきた。

漁撈従事者の面では、その必要人員数十名に対し、網主は前金あるいは小作などの習慣で、なかば封建的主従関係をもつて彼らを確保してきたが、新时代の風潮でそれは破れた。つまり、義理人情の観念が変ってきたこと、経済的な面の有利がこれに優先したとでもいおうか。なお、この死命を制したのは実に揚縄網といえよう。

揚縄網の名称は、安房、天津の元禄六年文書中に見えてゐるといふ。当時すでに、小規模なものが行なわれていたことがわかる。もちろん、尾州、三州などの沿岸では盛んであった。

第四条 第一条、第二条ノ手続キヲナサズ水主ヲ雇イ入レタルトキ、其ノ先主ヨリ其ノ水主差シモドシヲ請求サレタルトキ、後主ニオイテ何程ノ金円ヲ水主ニ貸シ渡シコレアルトモ、後主ノ損失トシ第三条ノ通り取リハカライ一切苦情申スマジキコト

右ノ通り違約コレ無キタメ連印条約後日ノタメ件ノ如シ

上総国長柄郡浜宿村 一名（略）署名

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

幸治村 三名 同

中里村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

幸治村 三名 同

中里村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

古所村 二名 同

北高根村 一名 同

牛込村 三名 同

以上あげたように、多くの長所を有しているため、地曳網にとつて強敵となり、明治二十五年には長生、山武の地曳網業者から「揚縄網漁業禁止」の請願が行なわれたが、同年十月より向う一ヵ年間

の試験操業となり、その結果、同二十六年十月に、県知事の所見をもって営業免許となつた。

郷土の揚縄網 右のような一般情勢のもとに、郷土においてはいかなる動きをしていたのであらうか。史料からみてみよう。

金子借用書

一金 六円也

右ハ我ラ義、貴殿御進退の揚縄網水夫ニ乗リ組ム可キ対談ヲモテ、前書キノ金六円也正ニ借用申ス所実正也、然ルニオイテハ返済ノ義ハ、漁獲当リ金ヲモッテ引キ去リ、不足相立チ候トキハ弁償致シ、貴殿ヘイササカ御迷惑相カケ申スマジク候、後日ノタメ差シ入レ申ス証書ヨツテ件ノ如シ

明治三十年十一月五日

長生郡東浪見村

借款人

内 山 某印

証人 小 林 某印

一金 伍円也

右ハ、我ラ義貴殿御進退ノ揚縄網水夫ニ乗リ組ム可キ対談ヲモテ……明治三十三年拾弐月一日ヨリ同三十四年二月三十日迄四ヵ月間……依ツテ件ノ如シ

(但シ、他網ヘ乗リ込ミ候節ハ倍金ニ返済致ス可キハズ)

長生郡東浪見村

同郡同村 秋場 一郎殿

秋場 一郎殿

これには「揚縄網水夫」と明記してあるが、刃網としてはこれをもって揚縄水主の初見である。つまり、明治三十年ごろというと、揚縄の優位が決定的なものとなつたころである。新規漁法の取り入れにあたつては慎重であつたといえよう。

金借証書

一金 拾円也

右ハ我ラ義貴殿御進退ノ揚縄網水主ニ乗リ組ム可キ対談ヲモテ前書キノ金子借用申ス所実正也、然ルニオイテハ返済ノ義ハ

明治三十一年十二月十日ヨリ向ウ百武拾日ノ内、漁獲高當リ金

ヲモッテ差シ引キ……

明治三十一年十二月二十三日

長生郡東浪見村

借款人

河野 某印

証人 長谷川 某印

これは、乗り組む期間は主として一二、一、二、三の四ヵ月とあって揚縄操業が冬季に行なわれたことも示している。

金子借用証

同郡同村 秋場 一郎殿

秋場 一郎殿

これには「揚縄網水夫」と明記してあるが、刃網としてはこれをもって揚縄水主の初見である。つまり、明治三十年ごろというと、揚縄の優位が決定的なものとなつたころである。新規漁法の取り入れにあたつては慎重であつたといえよう。

(年月日ナシ)

金借人 川崎 某印

〔表〕

右証人 () 無

同郡同村

秋場 一郎殿

揚縄漁遭難記念碑(一宮町沢井町共同墓地)

〔裏〕

水難記念碑

永嶋 勇蔵 四十七才

伊藤 種吉 三十三才

御園生 幸三郎 四十四才

永嶋 清助 三十九才

伊藤 勘助 三十一才

御園生 太一 二十七才

伊藤 与助 二十七才

御園生 太一 二十一才

これも同様乗組み期間を明記し、なお、末尾の但し書きは、不法

転乗時の罰則で、転乗水主自体の負担を明確にしている。

以上刃揚縄網の実例をあげたが、当地方における大勢とみられよう。明治末から大正の初期にかけて、揚縄網主としては、秋場一郎、

同市兵衛、小安惣次左衛門、長谷川吉郎兵衛らの個人網、新熊、原

などの共同網があつたといふ。一宮地区では、浅野周助の個人網、原

原、下村などの共同網があつて盛大であった。

しかし、「板子一枚下は地獄」のたとえ、ときに、不慮の災害にはくした。折悪しく、その夜、北東の強風起り激浪うずまき、ついに破船し、乗員中七名の水主は、救援得られずあたら荒海の犠牲となつた。岡方では、助けを求める声を聞きながらも、激浪と暗黒の海上では、何とも手のつけようもなく、断腸の思いで一夜をすごしたと伝えてゐる。この事件は、同業者に非常な衝撃を与えた。つぎに、右哀悼碑文を掲げる。

〔総一司

ここで、大正初中期における郷土の揚縄網經營の実態を、刈ら

「共同揚縄網」を通してみてみよう。これは、明治四十五年二月、

共同出資の発足である。すなわち、秋場一郎が全額の約六割の五〇

〇円、岡野藤太郎が約三割の二五〇円、その他六名で一〇〇円、合計八名、八五〇円の出資で始めた。次に揚縄網等一式の主なものをあげる。

一金三三円 古船庵舗代 松部より

一金三一、五円 同 同

一金四〇〇円 揚縄網半張 小浜より

一金三〇円 同 新管より

一金九六円 檜木(一五) 同

一金一〇五円 縄糸網五百間

一金二一、一八円 イカリ網等 東京より

一金一一、九三円 野州麻四・八貫東京より

一金一一、七四円 柏木皮一五六斤(東京)

一金一一円 友櫓(一丁) 新管

一金一〇〇、五一八円

合計一〇四五、八七八円となつてゐる。この外、涉外費などが消

耗品費として一五六円五四錢一厘を要してゐる。

支出としては、

「仕入の部」

自大正元年八月～同一年七月 一二三五円余

自同二年十月～同三年九月 八三円余

自同三年十月～同四年九月 八六八円余

「備考」右八六八円余の内訳

一九四円余 新造船一式代

一〇〇円 借金返済

一八九円余 縄糸網千二百間代

「消耗品費の部」

自大正元年八月～同一年七月 五九三円余

自同二年十月～同三年九月 六四五円余

自同三年十月～同四年九月 六〇八円余

右によつて、支出の様子は大体わかるが、六〇〇余前後の消耗品費の具体的な内容をあげてみると、

一金七三円八二錢 酒代メ高

一金四九円三〇錢 むしろ・なわ代メ高

一金一六円五五錢 まき代

一金一七円七八錢 水主分手ぬぐい、腹巻代

一金一〇円二〇錢五厘 諸税

一金三円四六錢五厘 金物代

一金一六円三六錢三厘 かご代

一金一〇円八〇錢 油二缶代

一金一〇円九二錢 ランプ角灯ガラス

一金一九円六〇錢 白米一石八斗代

一金一四錢 米四俵つき貯

一金一六円五〇錢 まき五〇駄代

一金一円三〇錢 酒代

一金一円二九錢五厘 石油、ろうそく代

一金一三円一六錢 諸雜費メ高

一金三円五〇錢 株結酒代

一金一円 香料

一金四円四錢 酒代

一金三三九円九〇錢 米二九俵三斗九升五合代

一金三円二〇錢 みそ三たる代

合計 五九三円五三錢八厘

となる。これは大正元年八月から同一年八月までの分であるが、五〇ペーセントは米、みそ代、一二ペーセントは酒代、なわ、むしろ、かご代が一二ペーセントをしめている。

次に収入の面であるが、「揚縄網水夫勘定帳」でみると、

大正三年一二月 一、一二二一円五六錢 但し、出漁二五日

同 四年五月 一、八八一円七八錢 但し、出漁二八日

同 四年十二月 一、五五五円八一錢九厘 但し、出漁三三日

同 五年五月 一、二七三円六〇錢五厘 但し、出漁四六日

となつてゐる。右金額から定額(二)～四ペーセント)を控除した

残額を、網主六、水夫四の割り合いで分配した。

揚縄網株主収獲高補助簿によれば、

大正二年十二月

同 三年五月

同 三年十二月

同 四年五月

同 四年十二月

同 五年四月

同 五年十二月

同 六年六月

となつてゐる。

水主側の分は、前記勘定帳(大正三年十二月～同四年五月)によれば「定勤者一人分金一三円六六錢七厘」となつており、翌年度分は「定勤者一人金一七円一七錢五厘である。これは、それぞれ出漁日数で割れば、前者が一日平均五五錢、後者が同じく六一錢となる。

いつたい、一般水主の収支の実態はどんなありさまであつたろうか。大正五年の春職で田中某は「当り金」十五円三十一錢五厘となつた。しかし、酒代五十四錢、前職不足分五円、前借五円、水飼代五円六十錢、その他七十錢借り、以上の合計が十六円八十錢となり、差し引き不足金一円五十一錢五厘となつた。この不足分は、同じ網で水主勤めをしていたせがれの「当り金」から支払つてゐる。もつとも、中には「当り金」十四円八十九錢を得て、前借分ほしか二俵代一円六十錢、水飼代一円七十錢、その他前借一円五十錢を差し引き、現金六円七十九錢六厘を受け取つてゐるものもある。以上二例中、水飼とあるのは、おそらく、水主の家族が「網付き商人」の慣習である当地方のことゆえ、「ぼてかせぎ」の品物であつたろうし、また、ほしかを一～二俵借りてゐるのは自家消費分とみられる。これら水主の人数は、前記勘定帳に登載されているものは、沖合以下五十名前後である。沖合には四十五円と酒代五円の支払いである。

さて、揚縄網の經營はその後どう變つて來たか。大正六年度には二四五円余の引き揚げ、精勤水主十一名に対し金一円ずつの賞与まで支給した。しかし、翌七年度には一八八円九九錢と激減、さらには八年度も三七〇円八八錢五厘にすぎなかつた。かくて九年度は操